

商品概要説明書

<期日指定定期貯金>

(令和4年11月29日現在)

1. 商品名	・期日指定定期貯金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・最長3年 ・満期日は、この貯金の全部又は一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金(複利型)へ切り替わります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算 ・20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率(2年以上) × 40% ・1年以上1年6か月未満 約定利率(2年以上) × 50% ・1年6か月以上2年未満 約定利率(2年以上) × 60% ・2年以上2年6か月未満 約定利率(2年以上) × 70% ・2年6か月以上3年未満 約定利率(2年以上) × 90%

10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会又は総務部（電話：048-829-3504）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会総務部、又はJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくはJAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・ 一部解約の取扱いができます。預入日から1年経過後、1万円以上1円単位で一部解約が可能です。